

公益財団法人宇部市文化創造財団常務理事兼事務局長候補者募集要項

1 趣旨

当財団は、文化芸術の振興を通じて、地域の方々に少しでも心豊かな生活を送っていただくよう、様々な事業を展開しています。

その際、財団では次の3本の柱を活動のベースに据えています。

- (1) 地域に根差した文化芸術の振興を図り、市民が文化に触れる機会や市民が文化活動を行う機会を充実させる。
- (2) 地域の文化活動の拠点施設であり、また国の財産にもなっている二つの会館（渡辺翁記念会館（国の重要文化財）・宇部市文化会館）を適切に維持管理し、その活用を図る。
- (3) 上記（1）（2）の活動を担える人材（市民・財団職員）の継続的な育成を図る。

この度、財団経営の中心的人材となる常務理事兼事務局長として、宇部市の文化の振興に目標を掲げ熱意を持って邁進するとともに、その目標を達成するためリーダーシップを発揮し職員に方向性を示すと同時に、経営力や実行力を兼ね備え事業の進捗等をマネジメント管理する能力に優れた人材を全国から募集します。

2 求める人材

上記の内容をふまえたうえで、当財団では次のような人材を求めています。

- (1) 当財団の目的・活動方針・役割等を理解したうえで、宇部市の文化の振興を通じて、財団の社会的責務（ミッション）を果たす意欲を有する者
- (2) リーダーシップを発揮し、職員に財団の将来ビジョンや方向性を指し示すとともに、職員の自主性を引き出し、目的を達成できるよう組織を導く者
- (3) 施設管理や財務管理、労務管理に関する知識と経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営し、財団の活動を維持・管理できる者

3 財団の概要

- (1) 職員数 17人（令和7年1月1日現在）
- (2) 事務所所在地 宇部市松島町17-3号ハイウッドビル3F

※当財団は、令和8年3月末まで、宇部市渡辺翁記念会館・宇部市文化会館（宇部市朝日町8-1）の指定管理者として両館の管理運営も行っています。

4 募集内容

常務理事兼事務局長候補者 1人を募集します。

※ この度の募集は「常務理事兼事務局長候補者」として選考するもので、令和7年3月開催予定の評議員会で理事に選任、理事会で常務理事に選定されて以降、「常務理事兼事務局長」として正式決定します。

なお、正式採用は令和7年4月1日です。

【任期】

令和7年4月1日から令和7年度定時評議員会(例年6月に開催)の終結の時まで。
引き続き、令和7年度の定時評議員会等で再任された場合、任間は選任後2年となります。

なお、常務理事兼事務局長として能力、資質が不適格と判断された場合には、任期途中で解任されることもあります。

【勤務条件】

(1) 勤務形態：常勤

(2) 勤務地：宇部市文化創造財団事務局

(3) 勤務時間等：当財団職員に準じた勤務

[週休2日、1週あたり38時間45分、原則8:30~17:15勤務]

(4) 報酬：上限は月額480,000円

※報酬以外に通勤費を支給します。賞与及び諸手当並びに退職金は支給しません。

(5) 福利厚生：健康保険、厚生年金保険等

※ただし、文化行事の開催、地震等の災害時や事故事件等の発生時など、業務上必要がある場合には、勤務時間を問わず勤務いただくことがあります。

5 応募資格

次の要件を満たす者とします。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 令和7年4月1日から、常務理事兼事務局長として当財団業務に専任でき、任期を全うできる見込みのある、心身共に健康である者

(3) 65歳未満の者

(4) 任期中、他職との兼職をしない者

(5) 企業、公共団体等において、組織等の管理経験を有する者

(6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項の規定に該当しない者

6 応募方法

(1) 提出書類

応募希望者は、次の書類を日本語で作成し、下記申込先まで提出してください。

※提出された書類は返却いたしません。

採用選考終了後、速やかに適正な方法で廃棄します。

※応募書類に記載された個人情報は、選考に関してのみ利用します。

①経歴書

市販の履歴書又はこれに準ずるものに、氏名、住所、生年月日、略歴、資格等を記入し、3ヶ月以内に撮影した上半身正面写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。

②小論文(A4 縦長、横書き)

当財団では、ミッション(=文化芸術振興を通じて、地域の方々に少しでも心豊かな生活を送って頂く)を果たすため、「3本の柱」(※『財団の3本の活動の柱』

については、本募集要項『1趣旨』もご参照ください。)を活動のベースに据えています。

小論文は、「あなたは常務理事兼事務局長として、財団の3本の柱の活動を推進するためにどのようなマネジメントを心掛けますか？(目指しますか?)」をテーマとして、貴方のお考えを、A4用紙(40文字×40行)片面2枚以内にまとめて作成してください。

③自己アピール文(A4縦長、横書き)

応募の動機を含め、自らがこのポストに適任であることを示すため、当財団で常務理事兼事務局長としての業務を適正かつ効率的に運営できる能力等について、アピール文をA4用紙(40文字×40行)片面2枚以内で作成してください。

(2) 受付期間

・令和7年1月10日(金)から令和7年2月6日(木)まで

※持参の場合：上記受付期間中の土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合：令和7年2月6日(木)必着。封筒の表に「常務理事応募書類在中」と朱書きし、書留郵便で送付してください。

電子メールでの受付は行いません。

(3) 書類提出(送付)先

・〒755-0042 宇部市松島町17-3号 ハイウッドビル3F

7 選考方法

選考は、公益財団法人宇部市文化創造財団選考委員会が次の1次及び2次選考を行い、常務理事兼事務局長候補者を決定します。

(1) 1次選考(書類審査)

- ・経歴書、小論文及び自己アピール文により審査します。
- ・結果通知は、令和7年2月中旬に応募者全員に郵送します。

(2) 2次選考(面接審査)

- ・1次選考合格者を対象に実施します。
- ・選考日は、令和7年2月下旬を予定しています。詳細な日程等は、1次選考合格者に別途通知します。
- ・面接に必要な交通費等については、各自ご負担ください。
- ・口述審査(個別面接)により審査します。
- ・人物のほか、経営者としての理念やその方法、今後の財団運営に関する能力などについて審査します。

(3) 最終結果

- ・最終結果通知は、選考終了後、2月中に2次選考受験者全員に郵送します。

8 合格者の決定

選考の結果、常務理事兼事務局長としてお1人を決定します。ただし、選考の結果、合格者がいない場合もあります。

選考結果については、文書により通知します。各選考時において、電話、メール等による合否等の問い合わせにはお答えできません。

結果通知後、応募資格がないと判断した場合や、応募書類等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

9 合格者の採用

合格者は、常務理事兼事務局長候補者として決定し、評議員会・理事会で承認され、令和7年4月1日から6月に開催される定時評議員会の終結までの3カ月弱の期間、業務に従事します。

令和7年6月に開催予定の定時評議員会・臨時理事会で再任が承認されれば、さらに2年が常務理事兼事務局長としての任用期間となります。

常務理事兼事務局長候補者として決定又は常務理事兼事務局長として就任後、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないことが明らかになった場合は、常務理事兼事務局長候補者採用の取消し、または評議員会における理事の解任を行います。

10 問合せ先

〒755-0042 宇部市松島町 17-3 号 ハイウッドビル 3F
公益財団法人 宇部市文化創造財団
電話 0836-35-3355